

# 赤穂市 令和3年度（令和3年4月入所～令和4年3月入所） 保育施設（保育所・認定こども園）利用申込みのしおり

## 一 斉 申 込 み に つ い て

- 一斉申込みの流れ※新型コロナウイルス対策のため今年度より申込方法が変更となっています。  
事前に第1希望の施設、又はこども育成課で書類受取 ⇒書類記入・勤務先等へ証明依頼  
⇒申請書類の事前提出 ⇒指定のあった面接日時に第1希望の施設へ（児童同伴）
- 申請書類配布期間・配布場所（※注）  
令和2年10月12日（月）～10月17日（土）正午まで⇒市内各保育所で配布  
令和2年10月20日（火）～ ⇒赤穂市教育委員会こども育成課のみで配布  
（※注：第1希望の施設が赤穂あけぼの幼稚園の方は、赤穂あけぼの幼稚園へお問い合わせください。）
- 申請書類提出締切日・提出先  
令和2年11月10日（火）（消印有効）  
⇒赤穂市教育委員会こども育成課へ郵送または持参※  
※新型コロナウイルス対策のため、なるべく郵送提出をお願いいたします。  
＜注意＞就労証明書等の申請書類が提出締切日までに間に合わない場合、  
急いで赤穂市教育委員会こども育成課までご相談ください。

令和3年5月～令和4年3月までの年度途中での入所希望の方へ  
⇒上記の一斉申込みの申請書類提出締切日までに申込みをしてください。

＜例＞ 産休・育休明けで職場復帰する（出産前の方も申込みしてください）  
出産予定があり、産前・産後の利用を希望  
再就職予定、または、求職活動を開始予定

※育休明けでの利用については原則、育休復帰される月の初めからの入所になります。  
※育児（産後）休暇、育児休業は、事業所等から就労証明書が発行される場合に限りです。  
※出産前の方でも、出生前のお子様の分の申込みをしてください。

一斉申込み申請書類提出締切日（令和2年11月10日）より後の申込みについて  
一斉申込み申請書類提出締切日までに申し込まれた方の入所調整を行った後、各施設の  
入所枠に余裕がある場合のみ、提出締切後に申込みをされた方の入所調整を行います。

### ＜ 提 出 先 ・ 連 絡 先 ＞

〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋<sup>あこうしかりや</sup>81番地（赤穂市役所 第2庁舎2階）

赤穂市教育委員会 こども育成課

TEL 0791-43-7065

FAX 0791-43-6895

## もくじ

保育所等の利用できる世帯	P 3
「保育を必要とする事由」について	P 3
受入年齢と施設について(赤穂市の場合)	P 4
保育時間(保育の必要量の認定)	P 5
各施設の開所時間	P 5
土曜日午後保育	P 6
一斉申込みでの保育所利用申込方法・その後の流れ	P 7
利用申込みの書類配布場所(一斉申込みの場合)	P 8
必要書類	P 8
受付日時(一斉申込みの場合)	P 9
保育認定及び利用施設の決定	P 11
利用者負担(保育料)について	P 11
入所保留(待機)となる場合	P 14
市外の施設の利用を希望する場合	P 14
注意事項	P 14

### ●幼稚園・保育所・認定こども園の違い

幼稚園：小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設です。

保育所：就労などのため「保育を必要とする事由」に該当する家庭の児童を保育する施設です。認定が必要です。

認定こども園：幼稚園と保育所の機能を併せ持った施設です。

●**保育所等の利用ができる世帯** ※次の「**保育を必要とする事由**」をご参照ください。

保育所、認定こども園の保育所部分（以下、保育所等）は、「保育を必要とする事由」に該当し、保育の必要性の認定（2号・3号保育認定）を受けることで利用できます。

●「**保育を必要とする事由**」について※以下は赤穂市の場合です。

父、母2人とも（ひとり親家庭等の場合は該当する方のみ）が次のいずれかの事由に該当する必要があります。父、母のどちらか一方でも（ひとり親家庭等の場合は該当する方のみ）該当しない場合、保育所等を利用できません。

事由	保護者の状況	入所可能期間
就労	1日4時間以上実働する日が月16日以上（おおむね週4日以上）、合計64時間以上である労働を常態としている	就労している期間
妊娠・ 出産	出産予定日の出産前約8週間から、 出産後約8週間以内の間	出産日から数えて8週間後を経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病・ 障がい	病気又は負傷している、精神又は身体に障がいがある	療養を必要としなくなるまで
介護・ 看護	長期にわたり病気の同居親族や、精神又は身体に障がいのある同居親族を常時介護している	介護・看護の必要がなくなるまで
災害 復旧	震災、風水害、火災その他の災害に遭い家庭での保育が困難である	必要な期間
求職 活動	求職活動を行っている ※ハローワーク等での求人情報の閲覧だけではこの事由に該当しません。	入所開始月から数えて3カ月後の末日まで
就学	大学・専門学校、職業訓練校に通学している	就学している期間
虐待や DVの おそれ	家庭内で虐待やDVのおそれがあり、児童を保育所等に預けることが好ましいと判断される場合	必要な期間
育児 休業	育児休業取得時に、既に保育所等に入所中の <u>3歳児クラス以上（4ページ参照）</u> の児童がいて、 保護者が希望する場合	最大で小学校就学前まで (原則、保育短時間認定での利用) (退職等の場合は退所)

※事由に該当しなくなった場合、その時点で認定期間は終了し退所となります。すぐにご連絡ください。

※利用申込み時から状況に変更があった場合、すぐにご連絡ください。

※入所前に事由の変更があった場合、入所決定後でも決定取消しの上、再選考となります。

※就労要件で利用申込みし入所前に転職や退職された場合、入所決定後でも決定取消しの上、再選考となります。

※妊娠・出産、求職活動等、入所可能期間に期限のある場合、期限の最終日で退所となります。入所要件が変わる場合は入所施設へお伝えください。

●受入年齢と施設について（赤穂市の場合）

赤穂市には、7つの認可保育所（公立6、私立1）と、私立認定こども園（幼稚園型）があります。

公立保育所は、0歳児（生後6カ月を経過した翌月）から小学校就学前までの児童が対象です。

私立保育所のあおぞら保育園は、0歳児（生後3カ月を経過した翌月）から小学校就学前までの児童が対象です。

私立認定こども園の赤穂あけぼの幼稚園は、1歳児（1歳6カ月経過した翌月）から小学校就学前までの児童が対象です。

種 類	施 設 名	受 入 年 齢
公立保育所	あこ <sup>あ</sup> う <sup>う</sup> 赤穂保育所 しお <sup>し</sup> や <sup>や</sup> 塩屋保育所 おさ <sup>お</sup> き <sup>き</sup> 尾崎保育所 みさ <sup>み</sup> き <sup>き</sup> 御崎保育所 さこ <sup>さ</sup> し <sup>し</sup> 坂越保育所 うね <sup>う</sup> ね <sup>ね</sup> 有年保育所	生後6カ月を経過した翌月から 小学校就学前まで
私立保育所	あおぞら保育園	生後3カ月を経過した翌月から 小学校就学前まで
私立認定こども園	あこ <sup>あ</sup> う <sup>う</sup> 赤穂あけぼの幼稚園	1歳6カ月を経過した翌月から 小学校就学前まで

利用申込みや入所・入所された場合のクラス年齢等は次の通りです。

生 年 月 日	ク ラ ス 年 齢	保 育 認 定 区 分	幼 稚 園 入 園 前 まで	小 学 校 就 学 前 まで
令和3年4月2日以降	0歳児クラス	3号	令和8年3月31日	令和10年3月31日
令和2年4月2日～ 令和3年4月1日	0歳児クラス	3号	令和7年3月31日	令和9年3月31日
平成31年4月2日～ 令和2年4月1日	1歳児クラス	3号	令和6年3月31日	令和8年3月31日
平成30年4月2日～ 平成31年4月1日	2歳児クラス	3号/ 2号	令和5年3月31日	令和7年3月31日
平成29年4月2日～ 平成30年4月1日	3歳児クラス	2号	令和4年3月31日	令和6年3月31日
平成28年4月2日～ 平成29年4月1日	4歳児クラス	2号	/	令和5年3月31日
平成27年4月2日～ 平成28年4月1日	5歳児クラス	2号		令和4年3月31日

申込の際のクラス分けや、利用者負担額（保育料）の算定の際には上記表のクラス年齢を使用します。例えば、保育料の無償化は3歳児クラス以上の児童から適用されるため、2歳児クラスの児童は年度途中で3歳になっても、次の4月までは2歳児クラスとして保育料がかかります。

## ●保育時間（保育の必要量の認定）

保護者の就労時間や保育を必要とする事由によって保育の必要量の認定を行い、認定区分には次の2種類があります。※認定区分によって保育料が異なります。

保育必要量認定区分 (利用可能時間)	保育を必要とする事由	注意事項
保育標準時間 (最大11時間) ※主にフルタイム 労働等の方を想定	就労(両親ともフルタイム)、妊娠・出産、 災害復旧、虐待やDVのおそれがある場合	各家庭の就労実態等に応じて利用 可能時間の範囲内で施設を利用 できますが、勤務時間帯等によって 実際に利用できる時間はご家庭ご とに異なります。
保育短時間 (最大8時間) ※主にパートタイム 労働等の方を想定	就労(両親のいずれかが短時間の勤務等)、 求職活動、育児休業(3歳児クラス以上に 在籍時3ページ参照)	

※両親の一方でも保育短時間での利用が可能と判断された場合、保育短時間の認定となります。

※交代勤務や出勤日がシフト制の方は、毎月の勤務表の提示をお願いしています。

## ●各施設の開所時間

各保育施設の開所時間、保育標準時間及び保育短時間の設定は施設により異なります。

各認可保育所の開所(園)時間と保育標準時間、短時間(予定)

種類	保育施設	開所時間	保育標準時間	保育短時間
公立 保育所	あこ <sup>う</sup> 赤穂保育所	月～金 7:30～19:00 土 7:30～12:00※ ※土曜日午後保育利用者は19:00	月～金 7:30～18:30 土 7:30～12:00	月～金 8:00～16:00 土 8:00～12:00
	しお <sup>や</sup> 塩屋保育所	月～金 7:30～19:00	月～金 7:30～18:30	月～金 8:00～16:00
	おさ <sup>き</sup> 尾崎保育所	土 7:30～12:00	土 7:30～12:00	土 8:00～12:00
	みさ <sup>き</sup> 御崎保育所	月～金 7:30～18:00 土 7:30～12:00	月～金 7:30～18:00	月～金 8:00～16:00
	さこ <sup>し</sup> 坂越保育所		土 7:30～12:00	土 8:00～12:00
うね <sup>ね</sup> 有年保育所				
私立 保育所	あおぞ <sup>ら</sup> 保育園	月～土 7:00～20:00	月～土 7:30～18:30	月～土 8:30～16:30
私立認定 こども園	あこ <sup>う</sup> 赤穂あけぼの 幼稚園	月～金 7:30～18:30 土 8:00～12:00	月～金 7:30～18:30 土 8:00～12:00	月～金 8:00～16:00 土 8:00～12:00

※各保育施設の開所時間は、令和2年度の状況をもとに予定として記載しており、状況によって変更する場合があります。

※公立保育所利用希望で、土曜日午後の保育も希望される場合は別途、土曜日午後保育の申込み・審査が必要です。次の6ページをご確認ください。

※開所時間内であれば、保育標準時間・短時間の設定時間を超えて利用可能ですが、延長保育となり、保育料とは別に延長保育料がかかります。2号・3号保育認定の方の延長保育料は無償化の対象外です。次の6ページをご確認ください。

## ●土曜日午後保育

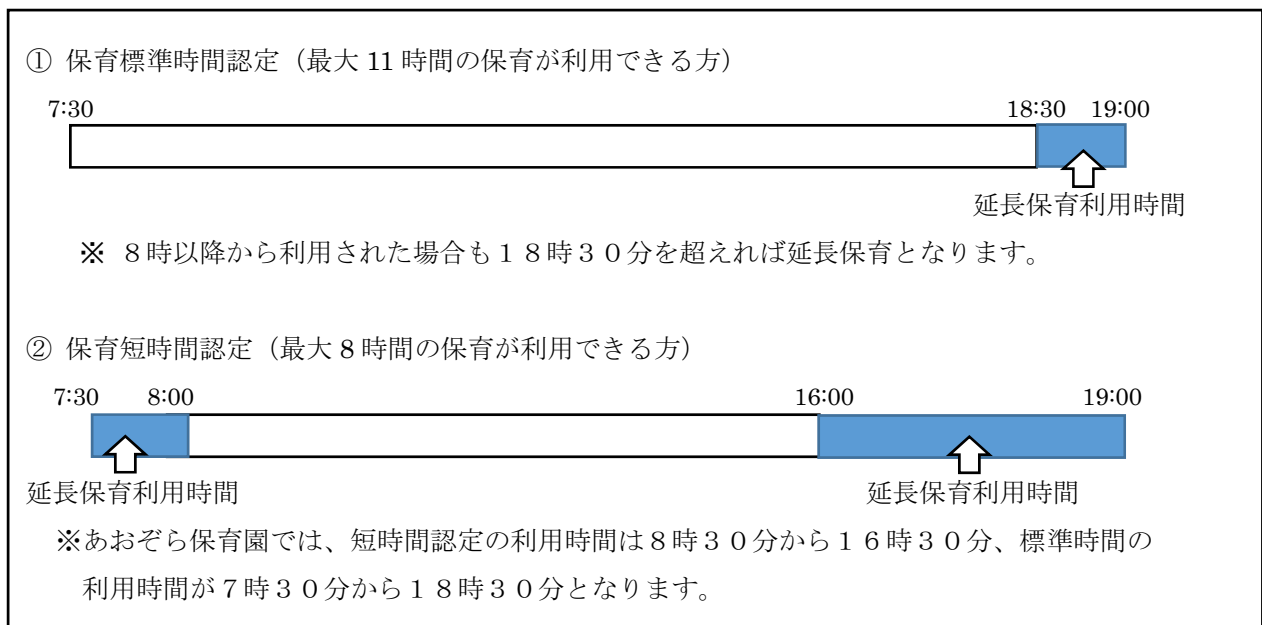
公立保育所では原則として、土曜日は正午までの保育を行いますが、一部の保育所で土曜日午後の保育を実施します。令和3年度も赤穂保育所で実施する予定です。

希望の方は「土曜日午後保育申込書」を利用申込時に提出してください。（勤務状況、希望者数等により利用できない場合がありますのでご了承ください）

## ●延長保育

保育認定区分による施設が利用できる時間（保育標準時間は11時間、保育短時間は8時間）を超えて施設を利用する場合は、延長保育として、通常の保育料に加え延長保育料が必要となります。

延長保育の利用をご希望の場合は、「延長保育申込書」の提出などの手続きが別途必要になります。



延長保育料は次のとおりです。令和2年度の状況をもとに予定として記載しております。

（公立保育所）

① 保育標準時間・・・1日100円（ただし、1か月1,500円を上限とする）

② 保育短時間・・・1日200円（ただし、1か月3,000円を上限とする）

※この場合の1か月とは、利用日の属する月の初日から同月末日までとなります。

（あおぞら保育園）

① 1日利用・・・30分100円

② 月利用・・・30分：月額1,500円、60分：月額3,000円、90分：月額4,500円

（赤穂あけぼの幼稚園）

① 保育短時間・・・1時間200円（16時以降は1時間400円）

## ●保育施設の休日

保育所は、国民の祝日に関する法律に定められた日、日曜日及び12月29日～1月3日が休日です。

## ●一斉申込みでの保育所利用申込方法・その後の流れ※注

(※注：第1希望の施設が赤穂あけぼの幼稚園の方は、赤穂あけぼの幼稚園へお問い合わせください。)

### 1. 第1希望の施設を決める

この『申込みのしおり』を参考に、開園時間や自宅・勤務先との距離などから第1希望の施設を決めます。

面接日時も確認し、予定を調整しておいてください。(9ページ参照)

### 2. 書類を取りに行く

書類をお渡しする際に「4.」の面接日時の指定をさせていただきます。

#### ●令和2年10月12日(月)～17日(土)正午まで

⇒第1希望の施設へ書類を取りに行く

第1希望の施設のみに取りに行ってください。(8ページ参照)

第2希望以降の施設へ行く必要はありません。

#### ●令和2年10月20日(火)以降

⇒教育委員会こども育成課へ書類を取りに行く

※10月20日以降は、市内の各保育所での書類配布はありません。

### 3. 利用申込書類を準備し、提出締切日までに提出する(8、10ページ参照)

第1希望の施設で受け取った申込書類一式を記入・勤務先等へ証明依頼し、ご準備し、提出してください。

#### ●申請書類提出締切日・提出先(※注)

令和2年11月10日(火)(消印有効)

⇒赤穂市教育委員会こども育成課へ郵送または持参

(※注：第1希望の施設が赤穂あけぼの幼稚園の方は、赤穂あけぼの幼稚園へお問い合わせください。)

### 4. 指定された第1希望の施設の面接日時にお越しください。(9ページ参照)

保育施設に預けられる予定のお子様もご一緒にお越しください。

### 5. 入所調整・利用施設の決定(入所保留(待機)となる場合は14ページ参照)

赤穂市がご家庭の状況に応じて優先順位をつけさせていただき、入所調整・入所施設の決定を行います。

※入所調整期間：令和2年12月1日～令和3年1月末(予定)

※利用施設の決定通知：令和3年2月中に送付(予定)

・第2希望以降の施設へ入所、または入所保留(待機)の可能性のある方  
→入所調整期間中に連絡させていただきます。

・第1希望の施設へ入所していただく可能性が高い方  
→令和3年2月中に通知が届くまでお待ちください。

原則、利用施設の決定の通知を送付するまで連絡はありません。

●利用申込みの書類配布場所（一斉申込みの場合） ※7ページをご確認ください。

利用申込みに必要な書類は10月12日(月)～19日(土)正午までは下記の表の市内公立保育所、あおぞら保育園、10月20日(火)より教育委員会こども育成課のみで配布しています。

必要書類をお受け取りいただき、必要書類等を11月10日(火)必着でこども育成課宛にご提出ください。指定された第1希望の保育施設の面接日時にお子様も一緒にお越しください。

書類配布場所	住所（赤穂市）	問い合わせ先
あこう 赤穂保育所	なかひろ 中広267	TEL/FAX 0791-42-3368
しおや 塩屋保育所	こはまちょう 古浜町61	TEL/FAX 0791-42-0323
おさき 尾崎保育所	しみずちょう 清水町4-1	TEL/FAX 0791-42-2297
みさき 御崎保育所	あさひちょう 朝日町3-2	TEL/FAX 0791-42-3338
さこし 坂越保育所	さこし 坂越1664-2	TEL/FAX 0791-48-8458
うね 有年保育所	ひがしうね 東有年33-2	TEL/FAX 0791-49-2297
あおぞら保育園	なかひろ 中広1709-3	TEL 0791-45-0739 FAX 0791-56-5075
あこう 赤穂あけぼの幼稚園	かみかりやきた 上仮屋北15-7	TEL 0791-42-2497 FAX 0791-56-5068
赤穂市教育委員会 こども育成課	加里屋81 市役所 第2庁舎2階	TEL 0791-43-7065 FAX 0791-43-6895

●必要書類

番号	書類名	必要枚数	備考
①	特定教育・保育施設等給付費支給認定申請書 兼 保育利用申込書	申込児童1人につき1枚	各保育施設・ 又はこども育成課 にて配布
②	保育を必要とする事由を証明する書類 (例：就労証明書)	保護者1人につき1枚 (※10ページ参照)	
③	世帯状況等確認書	1世帯につき1枚	
④	児童状況等確認書	申込児童1人につき1枚	
⑤	保育所等の利用に関する内容の確認書 兼 同意書(新規募集)	1世帯につき1枚	
⑥	転入に関する申立書	必要に応じて 1世帯につき1枚提出	
⑦	世帯の状況に関する申立書	必要に応じて提出	
⑧	保育を必要とする児童に係る書類	必要に応じて提出	写し可



②： 10ページをご確認ください。

なお、就労証明内容の偽りなど提出書類に虚偽の記載があった場合、認定や入所施設の決定を取り消すことがあります。 入所決定後でも同様です。

複数の事由に当てはまる場合は、それぞれの事由を証明する書類を提出してください。

6.5歳未満の同居または同じ敷地内で祖父・祖母がいる場合、保護者と同様に提出が必要です。

③： 祖父母の状況が保育施設入所の優先順位に影響する場合がありますのでご注意ください。

⑥： 現在、赤穂市外に住所のある方で転入予定の方はご提出ください。

⑦： 母子及び父子世帯、婚姻歴のないひとり親世帯、同居の親族が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（各写し可）等を所持されている場合等にご提出ください。

⑧： 保育を必要とする児童に障がい等がある場合、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（各写し可）等をご提出ください。

●面接日時・面接会場（一斉申込みの場合） ※7ページをご確認ください。

指定された面接日時にお越しください（赤穂あけぼの幼稚園の方は、赤穂あけぼの幼稚園へお問い合わせください）。  
保育士との面接がありますので児童同伴でお願いいたします（未出生児を除く）。

第1希望の 保育施設	面接会場	面接会場住所	面接日	時間	問い合わせ先 (保育施設)
尾崎保育所	赤穂市 総合福祉会館	中広 267 ※赤穂保育所の隣	11/16 (月)	午前9時～ 午後2時	TEL/FAX 0791-42-2297
赤穂保育所	赤穂市 総合福祉会館	中広 267 ※赤穂保育所の隣	11/19 (木)	午前9時～ 午後2時	TEL/FAX 0791-42-3368
塩屋保育所	塩屋公民館	古浜町 64	11/20 (金)	午前9時～ 午後2時	TEL/FAX 0791-42-0323
有年保育所	有年公民館	東有年 439-1	11/24 (火)	午前9時～ 正午	TEL/FAX 0791-49-2297
坂越保育所	坂越公民館	坂越 1683	11/25 (水)	午前9時～ 午後2時	TEL/FAX 0791-48-8458
御崎保育所	赤穂市 総合福祉会館	中広 267 ※赤穂保育所の隣	11/27 (金)	午前9時～ 午後2時	TEL/FAX 0791-42-3338
あおぞら 保育園	赤穂市 総合福祉会館	中広 267 ※赤穂保育所の隣	11/30 (月)	午前9時～ 午後2時	TEL 0791-45-0739 FAX 0791-56-5075
赤穂あけぼの 幼稚園		赤穂あけぼの幼稚園に お問い合わせください			TEL 0791-42-2497 FAX 0791-56-5068

## ②保育を必要とする事由を証明する書類

○父と母、両方(ひとり親家庭等の場合は該当する方のみ)の書類が揃っていないと受付できません。

○同居または同じ敷地内に居住している65歳未満の祖父・祖母も、父母と同様に書類を提出してください。

事由・ 世帯状況	必要書類	就 労 証 明 書 ・ 就 労 確 認 書 ※1	勤 務 ス ケ ジ ュ ー ル 表 の 写 し	医 師 の 診 断 書 原 本 ※2	手 帳 の 写 し ※3	り 災 証 明 書 等	求 職 活 動 に 関 する 申 立 書	在 学 証 明 書 又 は 学 生 証 の 写 し	親 子 健 康 手 帳 (母 子 手 帳) の 写 し	備考
	保 育 を 必 要 と す る 事 由	外勤 (採用予定含む)	○	○※4						
自営・親族雇用 ・内職等		○※5	○※6							内容を記入の上、お住いの地区の民生委員の署名と印鑑をいただいでください。
出産									○	出産予定日のページの写し又は出産証明書を提出してください。
疾病・障がい				○※7	○※7					診断書の写し又は手帳の写しなどを提出してください。
看護・介護※8				○※7	○※7					診断書原本又は手帳の写しなどを提出してください。
災害復旧						○				り災証明書等を提出してください。
求職活動※9							○			ご本人で記入・押印し提出してください。
世 帯 状 況	就学※10 (予定含む)							○		就学予定の方は合格通知書を提出してください。
	育児休業中で 復帰予定	○								復職時速やかに再度、就労証明書を提出してください。
	妊娠中の方								○	出産予定日のページの写し又は出産証明書を提出してください。

※1 就労証明書・内職証明書は原本のみ受け付けます。実績など未記入の場合は再提出をお願いする場合があります。

※2 診断書の手数料はご自身で負担をお願いします。

※3 障害者手帳・介護保険被保険者証など。

※4 交代勤務の方や、日勤で出勤日などがシフト制の方はご提出ください。

※5 お住いの地区の民生委員が分からない場合は、教育委員会こども育成課までお問い合わせください。

※6 お持ちの方はご提出ください。

※7 原則、診断書原本か手帳の写しのどちらかで足りませんが、保育を必要とする状況であると判断ができない場合はその他の書類の提出をお願いすることがあります。

※8 長期にわたり病気の同居親族を看護したり、精神又は身体に障がいのある同居親族を常時介護している場合。

※9 ハローワーク等での求人情報の閲覧だけではこの事由に該当しません。

※10 大学、専門学校、職業訓練学校等に通学している場合。

## ●保育認定及び利用施設の決定

利用施設の決定は、申込み順ではなく、保育利用調整基準に基づき、保護者が家庭で保育ができない程度等を総合的に判断し、利用調整（入所施設の調整）を行ったうえで決定します。

保育の認定（支給認定証の交付）は、申請書の受理から30日以内に通知することとされていますが、利用調整に時間を要することが見込まれるため、利用施設の決定と併せて2月中に文書により結果を保護者に通知します。

定員に空きがない場合、希望されている保育所を利用できないことがあります。その場合は、利用調整のために電話連絡をさせていただくことがあります。

また、利用調整中に申込み内容の変更や取下げによって、再調整を行うことがあります。

利用施設が決定された方には、入所説明会のお知らせなども併せてお知らせします。

※次の方については、利用調整にあたって、優先性が考慮されます。

- 育児休業明け
- ひとり親家庭
- 幼稚園教諭・保育士として勤務される場合
- 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
- 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 利用希望児童が障がいをもつ場合
- 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合

※利用申込み後や決定後に、就労や家庭の状況が変わったときは「支給認定変更等申請（届出）書」を提出してください。変更内容によって、入所決定を取消し、再調整を行う場合や、保育の必要量の認定を見直す場合があります。

※また、利用申込み後や決定後に、家庭での保育が可能になった場合、利用開始月を変更したい場合は、すみやかにこども育成課まで連絡してください。

## ●利用者負担（保育料）等について

### 1 保育料の決定

保育料については、赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例に基づき決定します。公立・私立とも同じ基準です。赤穂市の基準は次ページの「赤穂市特定教育・保育施設等利用者負担額（保育認定）」をご覧ください。

### 2 保育料の納付

保育料は口座振替で納付していただきます。利用決定後、所定の用紙にて金融機関で手続きをしてください。振替できなかった場合、納付書を送付します。赤穂あけぼの幼稚園の場合は、施設から別途手続をご案内します。

### 3 保育料の振替日

赤穂市立保育所及びあおぞら保育園では毎月分の保育料を当月25日に振り替えます（金融機関が休みの場合は翌日）。赤穂あけぼの幼稚園の場合は、施設から別途お知らせいたします。

令和3年度 赤穂市特定教育・保育施設等利用者負担額(保育認定) 2号・3号認定 (月額)

階層区分		利用者負担額	
		( )内は母子世帯等又は在宅障がい児(者)のいる世帯の額 (単位:円)	
		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯等	0	0
第2階層	市民税非課税世帯	0	0
第3階層	市民税所得割額48,600円未満	11,300 (1,100)	11,100 (1,100)
第4階層	市民税所得割額55,000円未満	14,000 (1,500)	13,800 (1,500)
第5階層	市民税所得割額61,000円未満	16,800 (1,700)	16,600 (1,700)
第6階層	市民税所得割額67,000円未満	21,900 (2,300)	21,500 (2,300)
第7階層	市民税所得割額77,101円未満	27,000 (2,800)	26,600 (2,800)
	市民税所得割額97,000円未満	27,000	26,600
第8階層	市民税所得割額133,000円未満	34,200	33,700
第9階層	市民税所得割額169,000円未満	40,100	39,300
第10階層	市民税所得割額199,000円未満	47,700	46,900
第11階層	市民税所得割額301,000円未満	54,900	54,000
第12階層	市民税所得割額397,000円未満	63,000	61,900
第13階層	市民税所得割額397,000円以上	71,400	70,200

○施設を利用する年度の4月1日現在で満3歳以上の児童については、保育料は無償となりますが、赤穂市の公立保育所では月額4,500円の給食費(副食費)の支払いが必要となります。保育料と同様に当月25日に振り替えます(金融機関が休みの場合は翌日)。

赤穂市の公立保育所以外の保育所等を利用される場合、各施設により給食費(副食費)の金額は異なりますので各施設にお問い合わせください。

○児童の年齢は、毎年度初日の前日の満年齢を適用します。誕生日を迎えても年度途中の適用年齢の変更はありません。年度途中に入所する場合も年度初日の前日の満年齢です。年度途中に3号認定から2号認定に切り替わった場合(満3歳に到達した場合)も、年度途中の適用年齢の変更はありません。

○次の場合、保育料がそれぞれ減額になります。

▽市民税所得割額が57,700円未満の世帯・・・第2子は上記利用者負担額の2分の1、第3子以降は無料。

▽母子・父子世帯又は在宅障がい児(者)がいる世帯であって、市民税所得割額が77,101円未満である場合・・・第1子は上記の表の( )内の利用者負担額を適用、第2子以降は無料。

▽その他の世帯・・・同一世帯で、小学校就学前の子どもが2人以上同時に幼稚園・保育所・認定こども園を利用している場合、就学前の児童から数えて2番目は上記利用者負担額の2分の1、3番目以降は無料。

○副食費については、市民税所得割額 57,700 円未満世帯の全ての子どもと、母子・父子家庭又は障がい児（者）がいる世帯のうち市民税所得割額 77,101 円未満世帯の子ども、小学校就学前の子どもが2人以上同時に幼稚園・保育所・認定こども園等を利用している場合は就学前の児童から数えて3番目以降の子どもの副食費は免除となります。手続き不要です。

○階層区分は、児童の保護者（父母）の課税額（市民税所得割額）の合計によって決定します。父母以外の方（祖父母等）が家計の主宰者である場合（父母以外の収入で生計を立てている場合）、祖父母等の課税額によって決定します。

○階層区分の決定について、4月分から8月分までは前年度の課税額、9月分から翌年3月分までは、当該年度の課税額により決定します。

### 利用者負担額（保育料）の算定方法について

保育料は保護者等の市民税額によって算定されます。

毎年9月分より新しい年度の市民税額で保育料を算定します。

#### 令和 3 年度の保育料

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保育料算定に使用する税額	令和 2 年度市民税額 ↓ 平成 31 年1月～令和 元 年12月の収入から 計算した税額					令和 3 年度市民税額 ↓ 令和 2 年1月～令和 2 年12月の収入から 計算した税額						
保育料算定	上記の令和 2 年度市民税額で算定					上記の令和 3 年度市民税額で算定						

#### 令和 4 年度の保育料

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保育料算定に使用する税額	令和 3 年度市民税額 ↓ 令和 2 年1月～令和 2 年12月の収入から 計算した税額					令和 4 年度市民税額 ↓ 令和 3 年1月～令和 3 年12月の収入から 計算した税額						
保育料算定	上記の令和 3 年度市民税額で算定					上記の令和 4 年度市民税額で算定						

○表中の課税額には、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除等）、配当控除、寄付金控除などの税額控除（調整控除は除く）の適用はありません。

○保育料以外に、諸雑費が必要です。実費負担については各施設にお問い合わせください。

○婚姻歴のないひとり親（みなし寡婦・みなし寡夫）については、寡婦（夫）控除を適用した税額で保育料の算定を行います。

保育施設における児童の保育に要する費用については、公費と保護者の負担で賄われています。保護者の方々には、保育施設の安定的な運営の確保や保育施設に入所する児童の健やかな育成が図れるよう、納期内納付についてご協力をお願いいたします。

## ●入所保留（待機）となる場合

定員に空きがなくご案内できる保育所等がない場合、入所保留（待機）となります。

毎月1回程度入所選考を行い、ご案内可能な保育所等がありましたらご連絡させていただきます。

利用を希望される月までにご案内できない場合がありますので、大変申し訳ございませんが、予めご承知おきください。

## ●市外の施設の利用を希望する場合

保護者の勤務場所や里帰り出産などの理由で、他市町の保育施設の利用を希望する場合も、利用申込みは赤穂市教育委員会こども育成課で受け付けます。

- ・市町村や保育所（園）によっては、他市からの児童の受入れができない場合がありますので、申込み時期を含め、希望保育所（園）のある市町村へご確認ください。

## ●注意事項

- 1 申込み時に提出いただいた申請書、就労証明書、診断書等は、保育時間や保育認定内容の確認に必要なため、入所される保育施設へ送付しますのでご了承ください。
- 2 食物アレルギーがある児童については、入所時に必ず保育施設にお申し出ください。  
食物アレルギーに関する調査票、アレルギー疾患生活管理指導票、病院での検査結果表等の資料の提出をお願いします。  
アレルギー除去食については、提出いただいた資料に基づき対応可能な範囲で実施します。
- 3 車での送迎について  
送迎用として駐車場を設けていますが、限られたスペースで運営しております。  
路上駐車禁止をはじめ駐車場内での駐車マナーを遵守していただき、近隣住民の方々のご迷惑にならないよう、みなさまのご協力をお願いします。
- 4 一斉申込み申請書類提出締切日（令和2年11月10日）より後の申込みについて  
一斉申込み申請書類提出締切日以降も随時受け付けますが、一斉申込み申請書類提出締切日までに書類を提出された方の入所調整を行った後、各施設の入所枠に余裕がある場合のみ、締切日以降に書類を提出された方の入所調整を行います。  
なお、ご家庭での保育準備期間や受け入れ態勢を整える関係上、申込みは利用開始希望月の前月の7日を目途に締め切りとさせていただきますので、なるべく早めにお申し込みください。